

岐阜県公共事業執行共同化協議会設置要綱（第7条）の規定により設置する部会の運営を行う「別途定める実務機関」については、下記のとおりとする。

「別途定める実務機関」一覧

要 領	別途定める実務機関
総合評価審査部会の設置及び運営要領（第4条関係）	(公財)岐阜県建設研究センター
総合評価審査部会の設置及び運営要領（第7条関係）	岐阜県県土整備部技術検査課
岐阜県公共事業執行共同化協議会総合評価審査部会 総合評価共同会議設置要綱（第8条関係）	(公財)岐阜県建設研究センター
人材育成部会の設置及び運営要領（第6条関係）	岐阜県県土整備部技術検査課
工事成績評定部会の設置及び運営要領（第6条関係）	岐阜県県土整備部技術検査課
維持管理部会の設置及び運営要領（第4条関係）	(公財)岐阜県建設研究センター
維持管理部会の設置及び運営要領（第7条関係）	岐阜県県土整備部技術検査課